

平成23年5月

JR高崎駅周辺地区
交通安全特定事業実施状況

群馬県公安委員会

交通安全特定事業実施状況（高崎市ＪＲ高崎駅）

群馬県公安委員会は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」バリアフリー法に基づき、高崎市が作成した「高崎市交通バリアフリー基本構想(高崎駅地区)」に即して、「高崎駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画」を策定し、平成20年度から交通安全施設のバリアフリー化を推進し、平成22年度末までに全ての事業計画を完了しております。

その実施状況については、つぎのとおりです。

記

1 交通安全施設のバリアフリー化を実施した道路の区間

（別添「交通安全特定事業計画(JR高崎駅周辺の主要な生活関連経路)」参照）

区間番号	道路	路線名	区 間	距 離 (km)
1	都	高崎駅西口線	高崎駅西口広場～高崎保健福祉事務所前交差点	1.2km
	都	高崎渋川線	高崎保健福祉事務所前交差点～高崎郵便局前交差点	
2	都	高崎駅連雀町線	高崎駅西口広場～連雀町交差点	1.4km
	都	大手前石原線	連雀町交差点～和田橋東詰交差点	
3	都	高崎玉村線	新田町交差点～あら町交差点	1.1km
	都	中央通り線	あら町交差点～本町三丁目交差点	
4	都	東二条線	八島町交差点～高島屋北西交差点	0.4km
5	都	高崎駅観音山線	高崎駅西口広場～佐藤産婦人科病院前	0.7km
6	都	高崎駅東口線	高崎駅東口広場～ＪＲ高崎支社前交差点	0.2km
7	都	高崎前橋線	高崎駅東口広場～合同庁舎入口交差点	0.6km
	市	H1048	合同庁舎入口交差点～高崎地方合同庁舎前	

(注)都～都市計画道路、市～市道

2 公安委員会の実施した交通安全施設のバリアフリー化事業の内容及び整備年度

区間番号	信号番号	交差点名称	事業内容	整備年度
1		ウエストワンビル前	視覚障害者用付加装置、歩車分離	H 1 7 年度・H 1 6 年度
		ラジオ高崎前	視覚障害者用付加装置	H 1 7 年度
		あら町	視覚障害者用付加装置	S 5 3 年度
		鍛冶町	視覚障害者用付加装置	H 1 7 年度
		高崎市役所前	視覚障害者用付加装置	H 1 3 年度
		高崎保健福祉事務所前	視覚障害者用付加装置、歩車分離	H 6 年度・H 1 4 年度
		N T T 群馬支店前	音響式歩行者誘導付加装置	H 9 年度
		高崎郵便局前	歩行者感应式	H 1 8 年度
2		高島屋北東	視覚障害者用付加装置、歩車分離	H 1 8 年度・H 1 8 年度
		高島屋北西	視覚障害者用付加装置	H 1 7 年度
		横浜銀行前	視覚障害者用付加装置	H 1 7 年度
		連雀町	視覚障害者用付加装置、歩車分離	S 4 8 年度・S 5 0 年度
		宮元町	視覚障害者用付加装置	S 4 8 年度
		スズラン前	視覚障害者用付加装置、歩車分離	S 4 8 年度・S 5 0 年度
		和田橋東詰	歩車分離	H 1 9 年度
3		新田町	視覚障害者用付加装置	H 1 7 年度
		田町	視覚障害者用付加装置、歩車分離	S 4 7 年度・S 5 0 年度
		田町北	視覚障害者用付加装置	S 4 8 年度
		九蔵町	音響式歩行者誘導付加装置	H 2 0 年度
		本町三丁目	視覚障害者用付加装置	S 5 1 年度
4	㊴	八島町	視覚障害者用付加装置	H 3 年度
	㊵	高島屋南西	視覚障害者用付加装置、歩車分離	H 1 7 年度・H 1 6 年度
5	㊶	八島町西	視覚障害者用付加装置	H 2 2 年度
	㊷	下横町	視覚障害者用付加装置	H 1 8 年度
		標識・標示（あら町 23 番地先）	横断歩道標識・標示	H 2 1 年度
6	㊸	栄町	視覚障害者用付加装置	S 5 2 年度
	㊹	内堀ビル前	視覚障害者用付加装置	H 1 9 年度
	㊺	J R 高崎支社前	歩行者感应式・時間経過付歩行者灯器	H 2 0 年度・H 2 1 年度
7	㊻	ツインシティーヴェール高崎前	音響式歩行者誘導付加装置、歩行者感应式	H 1 4 年度・H 1 8 年度
	㊼	ツインシティー高崎北西	視覚障害者用付加装置	H 1 7 年度
	㊽	合同庁舎入口	視覚障害者用付加装置、歩行者感应式	H 1 8 年度・H 1 6 年度

- (注)・ 信号番号～主要な生活関連経路上に設置してある信号機の一連番号を 数字で表示。
- ・ 視覚障害者用付加装置～信号機の歩行者用灯器の青の状態を「ピヨピヨ、カッコー」等の音響により視覚障害者に知らせるための装置。
 - ・ 歩車分離～歩行者と車両が交錯することを防ぐため、歩行者専用の青時間を設定するなど、歩行者と車両の通行を時間的に分離するもの。
 - ・ 経過時間付歩行者灯器～高齢者、障害者等の誤横断等や交差点内に取り残されることを防止するために、歩行者用青信号の開始までの時間を表示したり、青時間の残り時間を表示するもの。
 - ・ 音響式歩行者誘導付加装置～視覚障害者等の歩行者に対して、チャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせるための装置。
 - ・ 歩行者感応式～信号機に設置されたセンサーにより横断歩行者を感知した場合は、歩行者用青時間を延長する機能を有するもの。

3 交通安全施設の整備に当たって配慮した事項

(1) 高齢者、身体障害者等への情報提供

音響信号機、歩車分離式信号機、歩行者青時間延長信号機については、その旨が分かるよう表示板を設置するとともに、押しボタンの位置を分かりやすいように配置した。

(2) 関係機関との連携強化

交通安全施設の整備に当たって、群馬県、前橋市の道路管理者と連携しながら推進した。

(3) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通安全施設の整備に当たって、信号機は、隣接信号機との関係性を確保し、交通規制は、周辺の交通規制状況を勘案し、周辺道路へ与える影響を考慮し、見直しを実施した。